

電子成果品作成支援ソフト利用規約

第1条（目的）

一般財団法人北海道建設技術センター（以下「当センター」といいます。）は、「電子成果品作成支援ソフト」（以下「本ソフト」といいます。）の使用について、以下の通り「電子成果品作成支援ソフト利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条（定義）

本規約は、本ソフトを使用するために必要な事項を定めるものです。

第3条（利用規約の適用）

- 1 本規約は、当センターと本ソフトの使用者（以下「使用者」といいます）の間における、本ソフトに関する一切の事項に適用されます。
- 2 当センターは本規約を使用者の承諾を得ることなく変更できるものとします。本規約が変更された場合、変更後の規約が適用されるものとします。当該変更内容は第4条に基づき通知された時から効力を生じるものとします。
- 3 本規約は、当センターが後で提供することがあるバージョンアップ品、交換品についても適用されるものとします。

第4条（通知）

当センターから使用者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当センター所定のWEBサイトへの掲載等当センターが適切と判断する方法により行うものとします。

第5条（使用権の許諾）

- 1 本ソフトは、当センターが提供する情報共有システムを利用している方に限り使用を許諾し、使用者は本規約各条項にしたがって本ソフトを使用するものとします。
- 2 本ソフト及び関連資料の著作権、特許権、複製権、その他の無体財産権など、本規約によって許諾が明示されていない権利については、当センター及び第三者機関が保有するものとします。

第6条（改変の禁止）

- 1 使用者は、本ソフトの改変はできません。また、使用者が改変したソフトウェアに関して、当センターは一切の責任を負いません。
- 2 本ソフトの機能その他につき、当センターが関知することなく第三者がなした説明、約束、宣伝などについては、当センターは一切の責任を免れます。

第7条（損害賠償）

- 1 本規約並びに著作権法、その他法令に使用者が違反し、当センターに損害が生じた場合にはその賠償を請求させていただくことがあります。

第8条（免責）

- 1 当センターは、本ソフトの使用または使用不能によって生じるあらゆる直接的・間接的損害に関して、一切の責任を負いません。
- 2 当センターは、本ソフトにより作成された電子成果品について、その品質・性能・特定目的に対する適合性などを一切保証しません。

附 則
この規約は、令和7年4月1日より施行します。